

淹山城跡

—林道（大戸裡谷線）災害復旧事業に伴う埋蔵文化財調査報告書—

2007年3月

大洲市教育委員会



滝山城跡から伊予灘を望む



郭4及び郭5石積み

序 文

大洲市は、四国の西北部に位置し、愛媛県内においては南予地域と呼ばれる地域に属しています。市内のほぼ中央部には県下最大級の河川である肱川が貫流し、大洲市はその中・下流域にあたります。平成17年1月に大洲市と喜多郡長浜町、肱川町、河辺村の一市二町一村の合併により新しい大洲市となり、今回の調査が合併後初の本発掘調査になりました。

今回、調査された「滝山城跡」は大洲市の北東部に位置し、伊予灘を望む標高約720mという高所に立地しています。城郭縁辺部での部分的な調査ではありましたが、石積みの構造など、強固な山城の様相の一端が明らかになり、中世城郭研究に貴重な資料を提供することになりました。

今後、この報告書が多くの方々に広く活用され、文化財保護の向上に寄与できることを念願するものであります。

末筆になりましたが、この度の発掘調査及び本書の刊行に際し、貴重な埋蔵文化財に対する深いご理解を賜り、ご支援・ご協力を頂いた開発者及び関係各位に心から感謝申し上げます。そして、貴重な文化遺産である埋蔵文化財の保護について、今後ともなお一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

平成19年3月

大洲市教育委員会
教育長 叶 本 正

例　　言

1. 本書は、愛媛県大洲市長浜町今坊乙1-27に所在する「滝山城跡」の発掘調査報告書である。
2. 本調査は、林道（大戸檍谷線）災害復旧事業に伴うものであり、工事主体者の大洲市森林組合と発掘調査に係る委託契約を締結し、大洲市教育委員会が主体となって実施した。なお、本調査から調査報告書作成に係る費用は工事主体者が負担している。
3. 発掘調査は大洲市教育委員会が平成18年3月17日から平成18年5月31日まで実施した。
4. 発掘調査体制は以下の通りである。

調査責任者	叶本 正	大洲市教育委員会	教育長
調査事務局	松本治子	//	長浜教育課 課長補佐
調査担当者	岡崎壮一	//	生涯学習課 主査
発掘作業員	太田忠一・奥野 一・中原 功・福西節雄		
整理作業員	中野加奈子		

5. 遺構測量図は、株式会社セットアップの協力を得て作成した。
6. 図面・写真類は大洲市教育委員会で保管している。
7. 本書の執筆は第2章を白石尚寛（大洲市立博物館）、そのほかを岡崎が行い、城郭の網張りに関して日和佐宣正氏（愛媛県教育委員会文化財保護課）に玉稿を賜った。
8. 本書の編集は岡崎が担当した。
9. 発掘調査及び本書を刊行するにあたり下記の方々のご指導、ご協力をいただいた。
記して謝意を表したい。
高山 剛・土居聰朋・友澤 明・幡上敬一・広瀬岳志・日和佐宣正・山内治朋（敬称略）

本文目次

巻頭図版

序文

例言

目次

第1章 調査の経緯と経過 1

 第1節 調査に至る経緯

 第2節 調査・刊行組織

 第3節 調査の経過

第2章 遺跡の環境 4

 第1節 地理的環境

 第2節 歴史的環境

第3章 発掘調査の成果 12

 第1節 調査区の設定

 第2節 調査の成果

 1. 1区の調査

 2. 2区の調査

 3. 3区の調査

第4章 まとめ 23

附 論 25

 大洲市長浜町滝山城の縄張り調査 (日和佐 宣正)

挿図目次

第1図 調査区位置図 ($S = 1/800$) 1

第2図 周辺の主要中世城郭位置図 5

第 3 図 今坊村久保家略系図	11
第 4 図 串村久保家略系図	11
第 5 図 調査区平面図(S = 1/100)	13~14
第 6 図 1区平面図(S = 1/80)	15
第 7 図 第1トレンチ土層断面図(S = 1/80)	15
第 8 図 郭5石積み立面図及び断面図(S = 1/40)	17
第 9 図 郭5石積み(調査区外)立面図(S = 1/40)	17
第 10 図 2区平面図(S = 1/80)	19
第 11 図 第2トレンチ土層断面図(S = 1/60)	19
第 12 図 3区平面図(S = 1/80)	20
第 13 図 第3トレンチ土層断面図(S = 1/60)	20
第 14 図 郭4石積み立面図及び断面図(S = 1/40)	21
第 15 図 滝山城縄張り図(S = 1/1000)	27~28

写 真 図 版 目 次

巻頭図版	滝山城跡から伊予灘を望む	郭4及び郭5石積み
図版 1	調査区からの遠景(右奥が松山平野)	今坊から見た滝山城跡(中央奥が城跡)
図版 2	調査前状況(林道側から)	調査前状況(東から)
図版 3	郭5石積み検出状況(北から)	郭5石積み検出状況(北西から)
図版 4	第1トレンチ東壁	2区検出状況(西から)
図版 5	2区検出状況(東から)	第2トレンチ東壁
図版 6	郭4石積み検出状況(北から)	郭4石積み検出状況(北西から)
図版 7	第3トレンチ東壁	第3トレンチ東壁(石積み解体後)
図版 8	郭4・5石積み検出状況(北西から)	郭4・5石積み検出状況(北東から)
図版 9	郭4石積み基底石検出状況(南から)	郭4と郭5の現況(郭5西から)
図版 10	郭5石積み(調査区外)の現況(西から)	郭5南西部にある枠形状の空間A(西から)

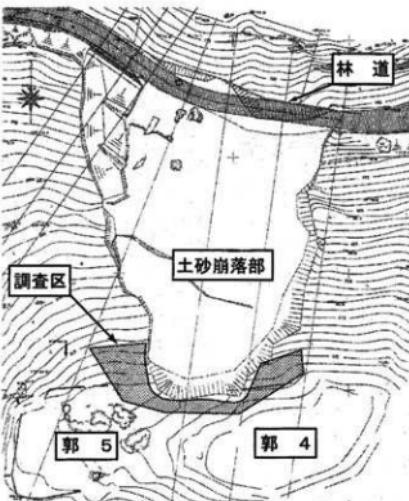
第1章 調査の経緯と経過

第1節 調査に至る経緯

平成17年7月、大洲市森林組合から旧長浜町域の林道大戸樫谷線で大規模な土砂崩落が発生しており、崩落部分付近に山城跡が存在しているのではないかとの連絡が大洲市教育委員会（以下、市教委と呼称する）長浜教育課にあり、長浜教育課と市教委生涯学習課の職員が現地の踏査を行った。土砂崩落は林道から約50m斜面上の山頂部分から発生しており、崩落した大量の土砂が林道を塞ぎ通行止めの状況であった。土砂崩落の発生元となっている山頂部分に登ると石積み及び郭の存在が確認でき、郭内から崩落が発生していることが判明した。さらに、土砂崩落とともに石積の一部も崩落してその断面が露出している状況が確認され、山頂部分が埋蔵文化財包蔵地「滝山城跡」内であることは明らかであった。（第1図）

林道の復旧にあたっては、土砂崩落の発生元である山頂部の切土及び法面養生工事が必要であるとのことで、その工事範囲が埋蔵文化財包蔵地内におよぶことから、工事主体となる大洲市森林組合（以下、原因者と呼称する）と市教委との間で協議を開始した。工事計画にあたっては、原因者に遺跡の保存処置を講じるよう要望するとともに、最小限の工事範囲としてもらうよう要請した。やむを得ず遺跡を破壊する工事内容になる場合には、事前に記録保存のための発掘調査が必要であり、その場合原因者に費用負担を求めるなどと説明した。数回の協議を重ねた後、原因者より平成17年11月9日付けで文化財保護法第93条第1項による届出が提出され、愛媛県教育委員会より平成17年12月21日付けで「事前の発掘調査」の通知を受けた。その後、平成18年2月28日に原因者と大洲市との間で発掘調査及び報告書作成業務に関わる委託契約を締結し、埋蔵文化財を記録保存するための発掘調査を実施することとなった。

発掘調査は平成18年3月17日から開始し、市教委生涯学習課が発掘調査を、市教委長浜教育課が事務処理をそれぞれ担当した。



第1図 調査区位置図 (S = 1/800)

第2節 調査・刊行組織

調査地 愛媛県大洲市長浜町今坊乙1-27

遺跡名 滝山城跡

調査期間 発掘調査 平成18年3月17日～平成18年5月31日

整理作業 平成19年1月4日～平成19年3月31日

調査面積 130 m²

調査・刊行主体

大洲市教育委員会

(平成17年度)

教育長	叶本 正
教育部長	尾崎公男
生涯学習課長	二宮貞幸
課長補佐	毛利裕司
係長	脇坂 剛
主査	岡崎壮一
長浜教育課長	二宮正昭
事務専門員	松本治子

(平成18年度)

教育長	叶本 正
教育部長	尾崎公男
生涯学習課長	山田隆司
課長補佐	毛利裕司
係長	谷本浩二
主査	岡崎壮一
長浜教育課長	二宮正昭
課長補佐	松本治子

第3節 調査の経過

本城は同一の尾根線上に東西二つの郭群からなっており、高所部を占める東側が主郭部で、鞍部を挟んで西側が西郭部となる。調査要因となった土砂崩落は、西郭部の北面側ほぼ中央部の郭4と郭5にまたがる位置で、石積みから約3mほど南側の郭内から発生していた。土砂崩落部分の周囲が工事範囲となり、発掘調査は東西36m、南北12mの範囲を対象に、総面積130 m²を行った。

調査は、工事範囲内の樹木の伐採及び倒木を除去した後、調査区の設定から開始した。調査区は1～3区の3区に分け、郭5の石積みを中心とした部分を1区、郭4の石積みを中心とした部分を3区、その間の郭内部分を2区として設定した。まず、土層観察用の先行トレンチを調査区の西側(第1トレンチ)、中央(第2トレンチ)、東側(第3トレンチ)に設定して堆積状況を確認し、人力により表土を掘り下げていった。併行して、土砂崩落部分に露出した石積み断面の養生を行いながら石積みの検出を行った。

石積みの前面(北側)には表土及び郭内からの崩落土が堆積しており、これらを除去した後に地山面での遺構検出を行った。堅堀などの遺構は検出されず、表土・崩落土内から遺物の出土も見られなかった。石積みは基底部までの清掃を行い検出した後、検出状況の写真撮影を行った。石積み背面側(南側)は表土を除去した後に郭内の遺構検出を行った。櫓列・建物跡などの遺構は検出されず、遺物の出土も見られなかった。石積みの完掘状況を写真撮影後、石積みの立面図(S=1/20)・

断面図（S=1/10）の測量および調査区内の地形測量（S=1/20）を行った。測量後は、調査区内の石積みについては解体して、石積みの裏込めの状況を確認した。この際、遺物の出土は見られなかつた。

なお、調査区外ではあるが、郭5石積み（北面）の1区から西側に連続した部分について、所々が崩れしており将来的に崩壊する恐れがあることから、現状での立面図（S=1/20）の測量を実施し記録保存を行つた。

平成18年5月31日にすべての作業を終了した。

(岡崎)

第2章 遺跡の環境

第1節 地理的環境

遺跡の所在する滝山城は、肱川右岸の大洲市長浜町（旧喜多郡長浜町）と伊予市双海町（旧伊予郡双海町）の境界にあたり、また、大洲市長浜町内では、今坊村地区と戸川地区との境界である大洲市長浜町大字戸川字樺谷に位置している。標高 950m の壇神山から北西へ延びる稜線上にあり、標高約 720m の場所に築城された中世の山城である。西へ山中を下ると、長浜町や黒田地区などの肱川河口に開けた集落へと出る。また、北西や北へ下ると今坊地区や伊予市双海町串地区などの瀬戸内海に面する集落へと出る。

さらに、南へ下ると肱川流域に開けた白滝地区や八多喜地区の集落へと出ることができるだけでなく、東へ向うと壇神山の東側に開けた田舎地区や藤郷地区など矢落川流域の集落へも下ることができる。そのため、滝山城は、伊予灘沿岸と肱川流域、矢落川流域などを結ぶ交通の要所に位置していたものと考えられる。

滝山城がある場所には、「滝山」「シロハタ」と称する城に関係があると思われる地名が残されている。

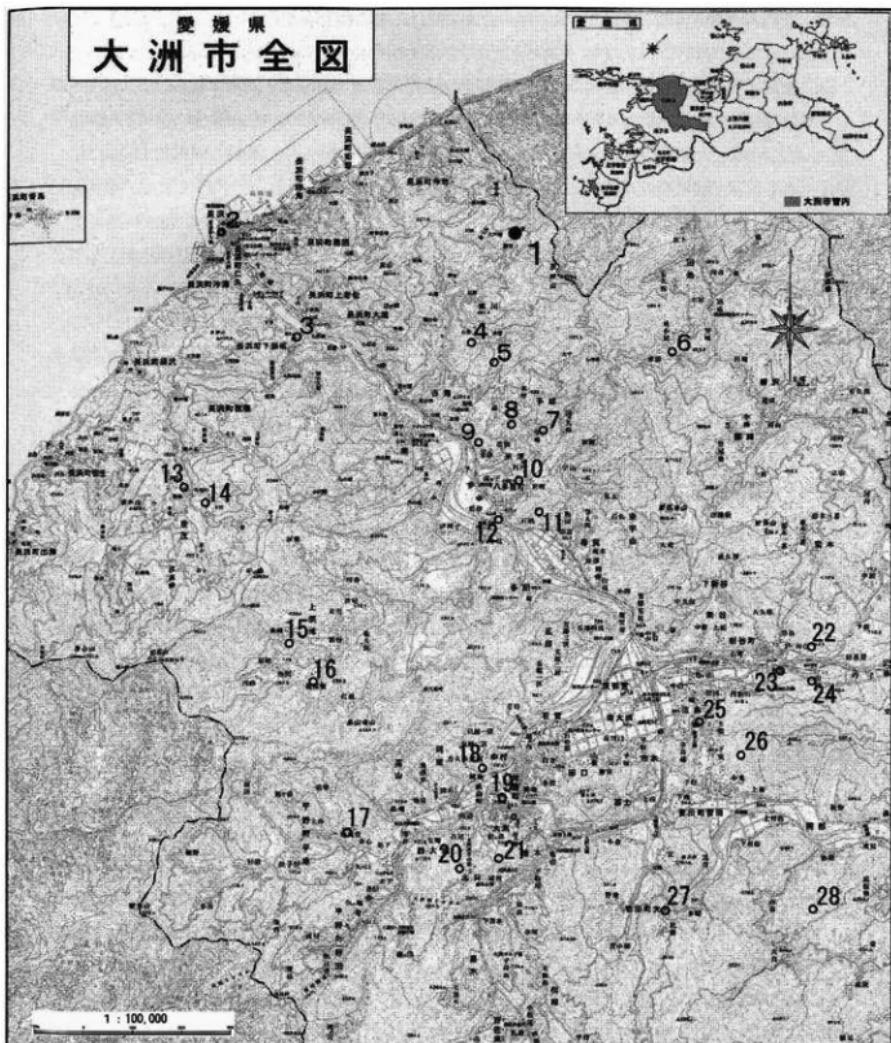
第2節 歴史的環境

中世における肱川流域は、伊予国守護であった宇都宮氏一族の知行地として治められており、鎌倉末期から南北朝までは、宇都宮貞泰が喜多郡地頭職を勤めていたとされている。

室町期から戦国期にいたる宇都宮氏の実名は不明であるが、代々宇都宮貞泰一族が地頭職として喜多郡を治めていたと考えられる。宇都宮氏は、永禄 6（1563）年の「光源院殿御代当參衆并足輕以下衆覺」に「外様衆大名在國衆号國人」として宇都宮遠江守（豊綱）の名が河野通宣とともに記されており、幕府からみれば、宇都宮氏と河野氏は大名として認められていたとされる。そのため、宇都宮氏は、『長元物語』にあげられている国侍（土豪級領主）とは別格と考えられ、喜多郡における土豪級領主の盟主的存在であった。

肱川流域には、大陰城主矢野氏、瀧之城主津々喜谷氏、上須戸向居城主向居氏、水沼城主水沼氏、延尾城主延尾氏、祖母井城主祖母井氏などの主な土豪級領主が存在していた。こうした肱川流域の土豪級領主は、道後湯月の河野氏、宇和郡松葉の西園寺氏の二大勢力に挟まれた状況下のもとで、戦国時代中期まで宇都宮氏の支配下にあったと推測される。

永禄 11（1568）年、西園寺氏の領国である宇和郡と宇都宮氏の領国である喜多郡の境界にあたる鳥坂峠附近において、宇都宮氏と河野氏との間で激しい合戦が行われた。宇都宮氏は、婚姻関係にあたる土佐一条氏の加勢をうけたのに対して、河野氏は毛利氏の支援を受けた。結果この合戦は、



1	達	8	白	15	接	22	貞
2	沖	9	井	16	ヶ	23	中元
3	大石	10	水	17	井	24	徳
4	成	11	祖母	18	森	25	松
5	薄	12	井	19	城	26	宇
6	様	13	水	20	跡	27	
7		14	笠	21	跡	28	

第2図 周辺の主要中世城郭位置図

河野・毛利連合軍の勝利に終わり、鳥坂峠の合戦で敗れた宇都宮豊綱は大津・八幡両城に立籠ったがまもなく落城した。この鳥坂峠の敗戦によって喜多郡の領主であった宇都宮氏の勢威は次第に失われ、家臣で菅田城主であった大野直之に実質的な支配権を奪われることとなった。

宇都宮豊綱から支配権を奪った大野直之は、河野氏の家臣で久万地方の有力領主であった大除城主大野直昌の弟であると言われており、その関係から河野氏との関係もうすくはなかったと思われる。しかし、伊予侵略を進め始めた長曾我部元親と提携し、長曾我部氏の宇和郡侵攻の際には、他の親士佐勢力である三瀬城主北之川氏、河後森城主芝氏などとともに寄せ手に加わったと伝えられている。長曾我部氏の支援を受けた大野直之は、天正3（1575）年以降肱川流域を中心とする喜多郡内の諸城を陥落させていった。

これは、喜多郡の領主であった宇都宮氏に代って、実質的な支配権を握った大野直之に対して、瀬之内城主津々喜谷氏、水沼城主水沼氏、延尾城主延尾氏、向居城主向居氏などの肱川流域の領主が必ずしも大野直之の支配下にくみしていなかったことによるものであった。また、これはどうちらかといえば、大野氏よりも河野氏にくみしていたことによるものと思われ、このことは、毛利氏と河野氏との文書のやりとりの状況から知ることができる。

南予において勢力を拡大してきた長曾我部氏に対して、河野氏は喜多郡で長曾我部氏の攻勢をうけとめることとなった。河野・毛利の連合軍は、天正12（1584）年11月親長曾我部である大野直之と「郡内表」（喜多郡）の延尾・横松において対峙することとなった。

延尾・横松は、現在地名は残されておらず、場所を特定することはできないが、肱川の支流である清永川流域の山中に延尾氏の居城延尾城が築かれ、その北方には津々喜谷氏の菩提寺である西禪寺が現在も残っている。この西禪寺の山号が横松山と称することから、現在の八多喜町を含む周辺であったと考えられる。この大野軍の行動は、河野氏にくみした延尾氏の居城を攻めたもので、毛利氏の支援にもかかわらず、延尾城など含む諸城が陥落した。しかし、この時の毛利氏の支援は桂広信などの先鋒隊のみで、平賀・木梨などの本隊がまだ到着していなかったための結果であった。

天正13年になると、毛利氏の本隊が喜多郡に到着し、河野・毛利連合軍は延尾城の奪回を図った。この時、河野・毛利軍に加えて水沼城主水沼氏、延尾城主延尾氏、向居城主向居氏などの肱川流域の土豪級領主もこの軍勢に加わっている。2月4日、肱川流域の土豪級領主を加えた河野・毛利連合軍は、総攻撃をかけ大勝利に終った。この延尾・横松表の合戦以後河野・毛利軍に対して大野氏の抵抗は弱体化したと考えられ、河野・毛利氏の文書から大野氏の行動と思われるものは見えなくなっている。

天正13年、羽柴秀吉による全国統一事業の中において四国平定事業が進められると、同年正月毛利氏に対して秀吉は四国への出兵を要請した。これに対して毛利輝元は、小早川隆景を四国平定軍として出兵させることとなった。

まず小早川隆景軍は、喜多郡の大野直之と同様に長曾我部氏と提携していた新居郡（現新居浜市）の金子氏の攻略に向い、高尾城、高崎城を落とし、さらに川之江の仏殿城を攻略した。この時、秀吉から小早川隆景と吉川広家に対して喜多郡攻略についての指示が出されている。これは、長曾我部氏と提携していた大野直之による反秀吉方の行動が激化したものと考えられるもので、毛利輝元

は、桂元綱と兼重元続を喜多郡の平定に廻し、大津城（現大洲城）と曾根城の攻撃を指示した。これに対して、長曾我部氏の支援を受け反秀吉方として活動していた大津城主大野直之などは、桂元綱と兼重元続の攻撃に抵抗するものの、結果降伏するにいたった。こうして小早川隆景によって、喜多郡内の平定や湯月城の河野氏の降伏がなされると、伊予は完全に秀吉の統一政権に掌握された。

このような戦国期の情勢の中において、別名田風呂喜城とも呼ばれた滝山城は、文献史料や記述では見当たらないことから、築城年代などについては知る手がかりは皆無である。『串村久保家系図』には、貞治3（1364）年に久保家が城主となったと記されているが、これを築城年代として断定するのは今後の検討が必要と思われる。

城主については、『伊予古城砦記』によれば、「滝川村戒川に在り、久保式部入道行吉」、『伊予蹟志』には、戒川邑有故城曰竜山井窪行吉式部入道所居也」と記され、『大洲秘録』には、「滝山城 久保式部入道持城」と記されており、滝山城が久保家の居城であったことがわかる。

また、『大洲秘録』には同じ戒川にある石堂城、成野城とともに津々喜谷氏の枝城として名前が挙げられている。さらに津々喜谷氏の枝城と伺われるものとして、『伊予温故録』には、「戒川村にあり、久保式部入道行吉居る」と記されているほかに、津々喜谷氏の居城である瀧之城の項において、津々喜谷氏の侍付として、久保式部入道の名前が記されている。これらのことから、久保氏は津々喜谷氏の被官であったものと考えられ、滝山城もまた津々喜谷氏の枝城であったと推測される。

滝山城の廃城の時期であるが、『大洲旧記』によれば、滝山城は城主が井久保織部入道の頃である天正年中に滝山城を下城したと記されている。天正年中に下城と考えるならば、天正13（1585）年、小早川隆景が伊予国平定後、伊予国全域にわたって破却、縮小、維持する城など城郭の統廃合を指示した時期と重なることから、この時に滝山城は廃城となり久保家は滝山城より下城したものと考えられる。

滝山城下城後の久保家については、今坊村の『久保家系図』を参考にすると、久保行春が滝山城下城後串村の満野森に移り住み、串・大久保・今坊の3ヶ村の庄屋を勤めた。孫六郎行定は、（寛永19年4月に串村の庄屋を拝命）、自分が串村の井ノ辺に出生したことから、久保の姓に井の字を加えて井久保と称するようになった。さらに、居住場所である森之館の地名を姓の字と同じ久保へと改名したと伝えられている。

この孫六郎は、当初串村の庄屋を拝命したが、「孫六養子して、実子新三郎を当村へつれ別家を成し」と『大洲旧記』にあるように、串村には養子を迎えて串村庄屋を継がせたのに対して、孫六郎は実子の新三郎とともに今坊村へ移り住み、今坊村の庄屋となったと記されている。そのため、滝山城城主であった久保家は、これ以後串村庄屋と今坊村庄屋の2家に分かることとなつた。

串村の久保家は、宇右衛門行成が孫六郎の養子となり、串村庄屋の2代となった。串村庄屋について、史料が少ないため詳細は不明であるが、『大洲領庄屋由来記』と『串村久保家系図下』によれば、2代宇右衛門は、石畠庄村屋久保家より養子に入っている。石畠庄村屋久保家は、黒山城主であった久保縫之助（縫殿介）が黒山城下城後庄屋を勤めており、宇右衛門は縫之助の3男である。

3代には宇右衛門の4男平治が家督を相続した。平治には男子がなかったため、5代には宿間村庄屋から佐平治を迎えて家督を相続させた。6代には佐平治の4男孫六郎、7代には孫六郎の次男

義助、8代には満五六が家督を相続している。9代には惣兵衛が、天明元（1781）年に家督を相続している。この惣兵衛の代から系図には8代まで井久保の姓で記されていたものが、久保と改められている。つまり、この惣兵衛の代に井久保から久保へと姓が改められたと考えられる。この久保惣兵衛は、天明6年に苗字、翌年帯刀を認められ、さらに、文化4（1807）年には御扶持方2人分を大洲藩より与えられている。10代には儀市郎が相続するが、病気のため32歳で隠居し、弟の庫之進に家督を譲っている。11代の庫之進は、天保2年に家督を相続し、慶応4（1868）年まで庄屋を勤めた。12代には熊次郎が相続した。熊次郎は、久保洋右衛門と称していたが、明治元（1868）年8月に勇と改名した。

次に、滝山城から下城後、串庄村屋となった孫六郎行定が串村から今坊村へ移り住み、串村久保家と別家をなした今坊村の久保家について説明する。

今坊村久保家は、初代孫六郎から5代弥助に至るまでの間の系譜については、史料が少ないため詳細は不明である。しかし、『大洲旧記』によれば、2代新三郎の子新右衛門は早世したため、新三郎は太右衛門と改号し再び庄屋を勤めている。4代には新右衛門の子清右衛門が相続し、5代にはその子弥助が相続している。しかし、6代には弥助の子である政之助が早世したため、4代清右衛門の次男の子である与治兵衛を迎えると、一旦家督を相続させている。その後、与治兵衛の離縁後は、中津惣川庄村屋から類助を養子に迎え7代を相続させている。この七代類助は、6代まで使用していた井久保の姓を久保と改めている。文書上では、宝暦2（1752）年の段階では井久保の姓を使っている。しかし、『井久保・久保系図』では類助は久保姓が記されているため、久保姓への変更は宝暦2年以後と思われる、これ以後の当主は代々にわたって久保姓を使用している。

8代には類助の子右平治が家督を相続しており、寛政2（1790）年1月新谷藩に対して寸志銀として銀札500目を献上している。9代には右平治の5男である房五郎が相続している。この房五郎は、文化6年以降右平太、虎之進、太右衛門、頭藏、瀧右衛門などとたびたび改名している。房五郎の時代である天保9（1838）年には、幕府巡査使が今坊村を通過するにあたって諸準備を行っている。房五郎には、実子がいなかったため、10代目には8代右平治の娘駒が嫁いだ八多喜庄村屋上田久平の四男平右衛門が養子となり家督を相続させ、天保9年より庄屋を勤めた。さらに11代にはその兄の春之進が平右衛門の養子に入り、弘化2（1845）年より庄屋を勤めた。春之進は文久2（1852）年2月に庄屋を退き、新谷藩より扶持2人分切米4石を与えられ御抱坊主格となつた。しかし、健治郎が12代を継いだ翌年7月には、春之進が庄屋に戻り、健治郎が庄屋代勤となつた。健治郎はその後、明治12（1879）年に今坊村戸長、明治23年黒田村と今坊村が合併して喜多灘村が誕生すると喜多灘村村長に就任した。

この今坊村の久保家には、城主時の伝来品として鎧一領と上り藤紋の旗一流が残されている。現在これらは、他の庄屋文書とともに平成14年より愛媛県歴史文化博物館へ寄託されている。

この鎧ならびに旗について『大洲旧記』によれば、鎧は「城主の時より伝来、紋すはま、甲（かぶと）は別の品といふ」とし、旗は「白地に上り藤の紋有。嫡子討死したる時、家来其首を切て包み帰りしとて、血付たる跡有。」と記され、滝山城主時代の遺品として伝えている。

鎧は、木箱に納められており、その箱書には、「文化十二乙亥歲正月吉辰 庄屋虎之進 大工利三

郎 明治十四辛巳歳十二月吉辰此箱再調 大工又市」と墨書きで記載されている。

この箱書から分かることでは、この木箱は文化12(1815)年、9代房五郎(当時虎之進)によって作製されたもので、それ以前は具足櫃と思われる。明治14年に箱の修復をしていることがわかる。しかし、文化12年の木箱の作製時においても、鎧の修復は成されていないと考えられる。

滝山城主時代のものと伝えられるこの鎧は、安土桃山時代から江戸時代初期の様式「当世具足」と呼ばれるもので。特に胴甲の部分は、近世以前は本小札で作られたが、本資料は鉄板を小札状に加飾して、外観からは本小札の丸胴具足にしか見えないように作られている。胴甲の前後には、前・朱塗り、後・白糸で大きな「州浜紋」の柄威が取り入れられ毛引威浅葱色糸の対比からも、装飾的に高い技量が見られ、又目立つ事この上ないものである。また、胴全体は4ヶ所の蝶番で身体に添うよう作られるが、外観からは丸胴にしか見えない大変珍しい手法で製作されている。胴に使用されている鉢や紋金物には、喜多郡城の領主であった宇都宮氏の家紋である三つ巴紋があしらわれている。津々喜谷氏は、宇都宮氏の被官であったことを考えると、津々喜谷氏の被官である滝山城主久保家も宇都宮氏の家紋を使用したものと推測される。

次に兜であるが、形態は、僧帽頭巾の一種である「帽子形（もうすなり）」の兜である。現在では酸化が進み黒ずんでいるものの、当時は、銀箔押しの技法が使われた派手な兜であったと推測される。この兜が僧帽頭巾の形態を探っているのは、久保家の当主が入道名を名乗っていることと関係があると考えられる。

最後に旗であるが、旗の下部はちぎれており、従来の長さは不明である。しかし、この旗は幟旗や馬印の旗と比較すると小さく、さらに、旗の上部（横手）に折り返して竹ひご等を縫いつけられた跡があるため、なびき旗（流旗とも云う）などに使用されたと考えられる。素材は、白い麻と思われる布地を使用していたが、現在では全体的に茶褐色に変色している。この旗について『大洲旧記』では、久保行春の長男が戦死した際にその首を包んで持ち帰り、旗の下部をちぎって墓に埋めたと伝えている。

この旗には布地に手書き墨書きでもって上り藤の紋が描かれ、上に「三」下に「八十」の字が記されている。「三」は、大山祇神社の神紋である隅切折敷に三の文字を表わし、「八十」は、八十番神を表わしていると考えられる。さらに旗の上部には、熊野三所権現・日吉山王・八幡大菩薩・住吉大明神・祇園牛頭天王・天満自在天神などの神々の名前が記されている。これは、神名を記した旗に神々の依代（よりしろ）が宿るという信仰によるものである。そのため武将は、自分が宗徒となる神々、自分の守護神である神々の名前を旗に記した。このような様式は中世に見られるもので、久保家伝来の旗も神々の名前を旗に列



写真 久保家に伝わる旗
個人蔵（愛媛県歴史文化博物館保管）

記しているところをみると、中世様式を引き継いでいるものと考えられ、興味深くまた資料的にも貴重なものである。

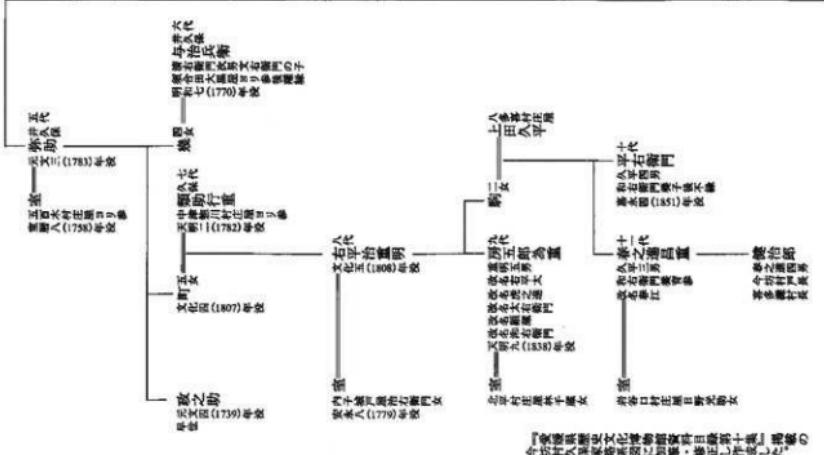
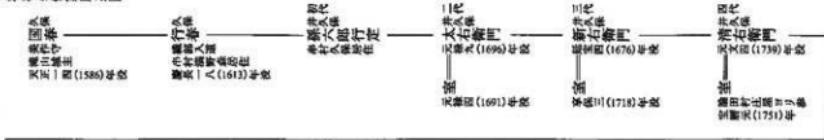
滝山城主であった久保家は、串村と今坊村の2家に分かれたが、こうした遺品は、久保家にとって家祖が滝山城主であるという家意識を形成させるだけでなく、2家のうち滝山城主家の正当な家系であることを主張するために強く影響を及ぼしたものと推測される。

(白石)

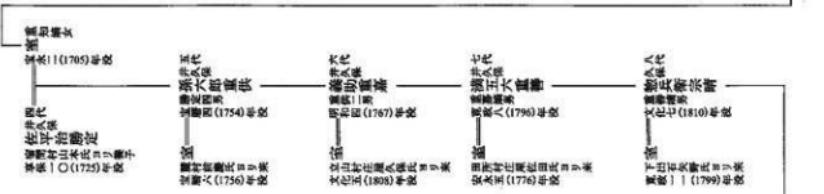
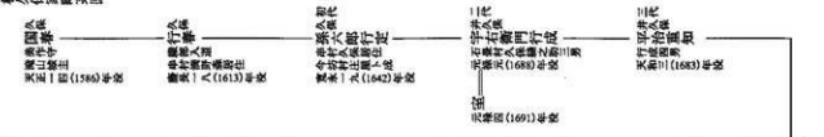
参考文献

- 伊予史談会 1983 『伊予史談会叢書第7集 大洲秘録』
伊予史談会 1984 『伊予史談会叢書第10集 積座邦語・大洲隨筆』
伊予史談会 1987 『伊予史談会叢書第16集 大洲藩領史料要録・大洲領庄屋由来記』
愛媛県史編さん委員会編 1984 『愛媛県史 古代II・中世』 愛媛県
愛媛県史編さん委員会編 1986 『愛媛県史 近世上』 愛媛県
愛媛県歴史文化博物館 2003 『愛媛県歴史文化博物館資料目録第10集 久保家文書・上田家文書』
大洲市誌編纂会編 1996 『増補改訂版大洲市誌』 大洲市誌編纂会
長浜町誌編纂会編 1975 『長浜町誌』 長浜町誌編纂会
ながはま風土記編纂会編 2002 『ながはま風土記』 長浜町
双海町誌 1971 『双海町誌』 双海町
宮脇通勝 1894 『伊予温故錄』 合名会社松山向陽社
山内 譲 1998 「付編 文献から見た戦国期の河野氏と湯月城」『湯築城跡 第1分冊』
陽叢書刊行会 1938 『豫陽叢書第9巻 大洲旧記温故集大洲領郷村高辻帳』
米子 稔 2006 「串本村 久保家家系図について」『長浜史談』第30号 長浜史談会

第3図今坊林久保家系図



第4図非村久保家系図



「米子版『伊村久保家系図について』」「家系図の説」第11-12回

第3章 発掘調査の成果

第1節 調査区の設定

滝山城は本郭を有する主郭部と、尾根伝いに直線距離で約 100m西側に位置する西郭部に大きく分かれる。西郭部には郭4と郭5の二つの郭があり、今回発掘調査を行ったのは西郭部の北面側で、郭4と郭5にまたがる部分である。調査区は工事範囲に合わせて土砂崩落部分の周縁部に1～3区に分けて設定した。西側の1区は、郭5石積みを中心に石積み前面の斜面部と郭5の郭内からなる台形状の調査区である。石積み前面の斜面部には、堅堀・横堀等の遺構の存在を考慮し、石積みから約7m下までを調査区として設定した。中央部の2区は郭5と郭4の郭内からなる幅約2mの帯状の調査区である。同調査区内で郭4と郭5の境界となる。東側の3区は、郭4の石積みを中心に石積み前面の斜面部と郭4の郭内からなる台形状の調査区である。石積み前面の斜面部は約4.5m下までを調査区として設定した。(第5図)

第2節 調査の成果

1. 1区の調査（第6図）

本調査区の基本層序は、石積み前面側は表土下に褐色粘質土（2b層）が厚さ40cm、黒褐色粘質土（4a層）が厚さ20cm、褐色粘質土（5層）が厚さ20cmで堆積し、その下が地山となる。一方の石積み背面側は表土下に黒褐色粘質土（3a・b層）が厚さ50cmで堆積し、その下は石積み前面側と同様の4a層と5層が堆積して地山となる。(第7図)

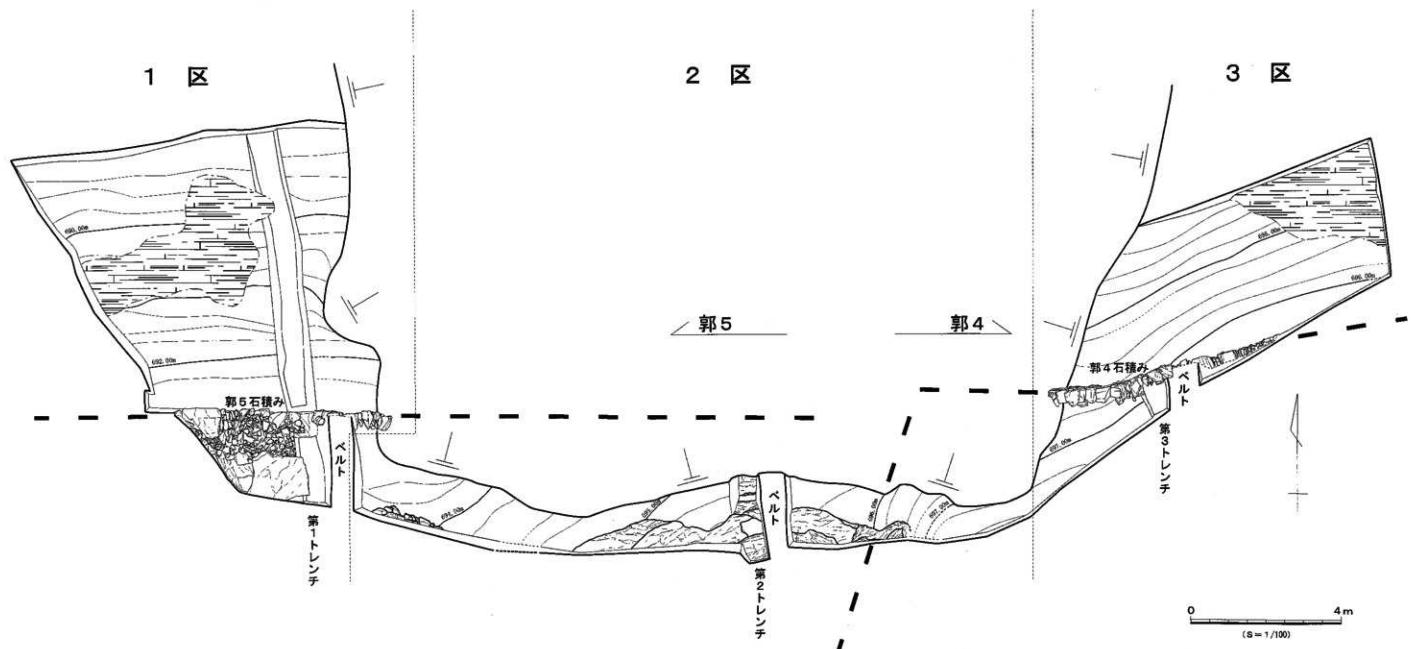
表土下の2b層は、石積み前面側のみに見られるもので、郭内からの崩落土と考えられる。石積み近くでは石積みをほぼ覆うように厚く堆積するが、斜面を下るにつれ徐々に薄くなる。10～20cm大の角礫を多量に含み、中には石積みの転落石と考えられる50cm大の平石なども見られた。

3a層と3b層は石積み背面側のみに見られるもので、郭を形成する盛土と考えられる。同層は、自然傾斜に合わせて郭の中央側に向かっては薄くなっているが、石積み構築に合わせて郭の内部と石積みとの間を平坦化するように帯状に盛られた郭縁辺部の盛土と思われる。なお、同層は拳大の角礫を多量に含んでいるが、角礫は調査区全域の堆積土に共通して多く含まれるものであり、特に石積みの裏込めとして意図的に充填されたものとは考えにくい。

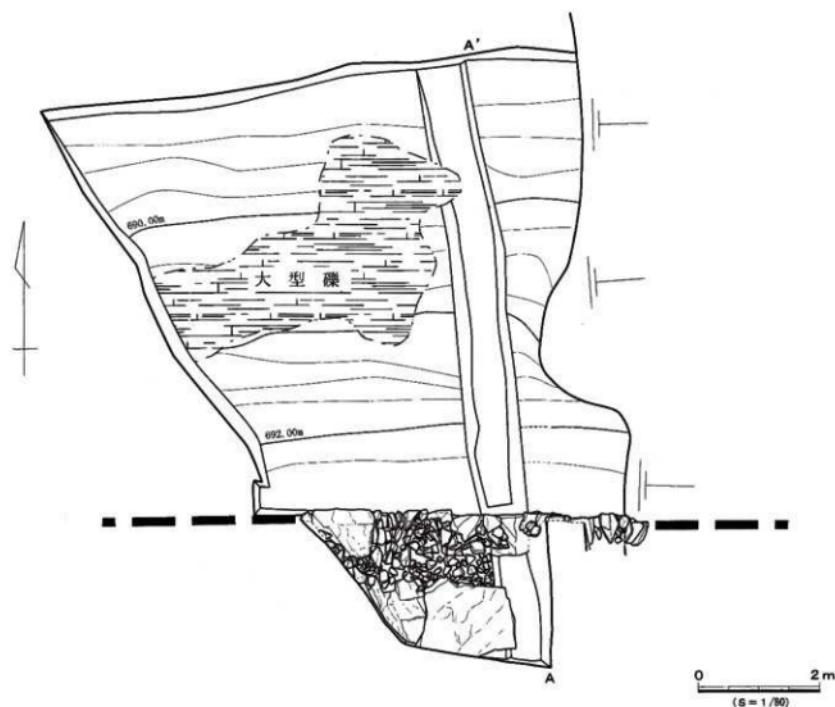
4層は郭内から石積みの前面約3.2mあたりまで拡がる腐植土層である。郭内から石積みの下をぐぐって石積の前面まで堆積していることから、石積み構築以前の旧地表面と考えられる。

5層は風化土に風化した岩盤の破碎礫を多量に含んだ自然堆積層である。

5層下の地山は、本来は一体の岩盤であったと思われるが、脆い岩質であるため表面は自然風化して破碎した大小の礫や多くのひび割れとなっており、部分的には角礫状に分離した大型礫となっ



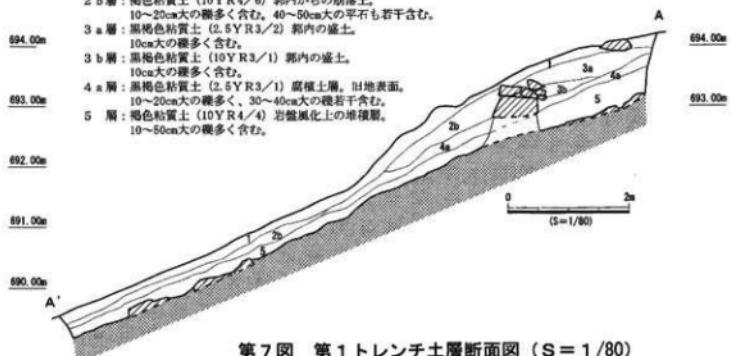
第5図 調査区平面図 ($S = 1/100$)



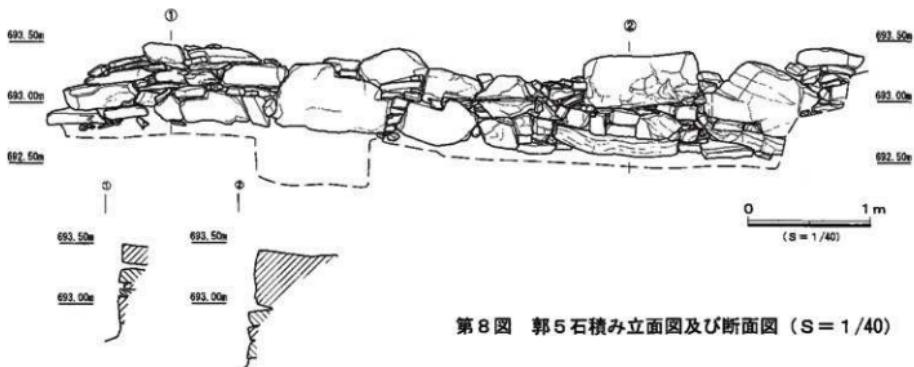
第6図 1区平面図 ($S = 1/80$)

第1トレンチ東壁土層断面

- 1 層：黒褐色粘質土 (7.5Y R2/1) 表土層。
- 2 b 層：褐色粘質土 (10Y R4/6) 部内からの崩落土。
10~20cmの大粒多く含む。40~50cmの大粒も若干含む。
- 3 a 層：黒褐色粘質土 (2.5Y R3/2) 部内の盛土。
10cmの大粒多く含む。
- 3 b 層：黒褐色粘質土 (10Y R3/1) 部内の盛土。
10cmの大粒多く含む。
- 4 a 層：黒褐色粘質土 (2.5Y R3/1) 腐植土層。旧地表面。
10~20cmの大粒多く、30~40cmの大粒若干含む。
- 5 層：褐色粘質土 (10Y R4/4) 岩盤風化上の堆積物。
10~50cmの大粒多く含む。



第7図 第1トレンチ土層断面図 ($S = 1/80$)



第8図 郭5石積み立面図及び断面図 ($S = 1/40$)

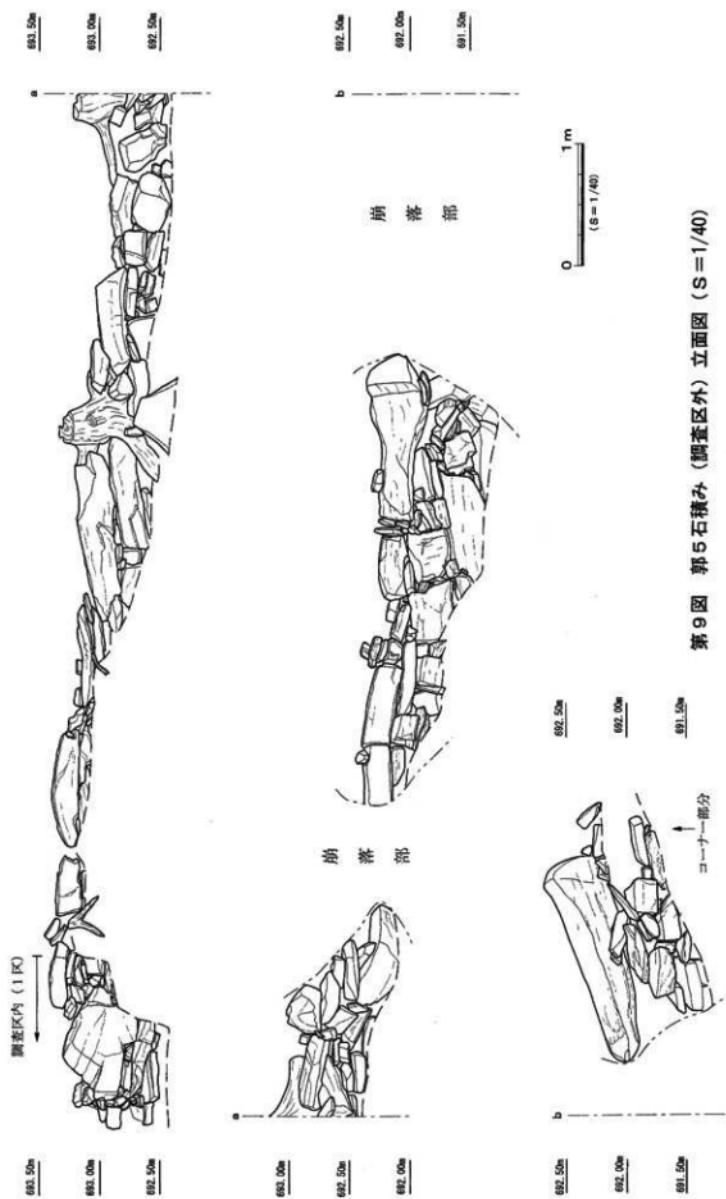
て礫頭している。そのため大型礫と本来の岩盤との差は曖昧である。石積み前面の斜面部には大型礫の露頭が顕著に見られる。これら大小の礫やひび割れの隙間に風化土である5層が堆積して、ゴツゴツした地表面を形成していたものと思われる。

石積みは、東側を土砂崩落により欠落しているが、調査区内で長さ6.5m分を検出した。高さは現高で最大80cmを測り、ほぼ垂直に近く積まれている。積み方は横積みと小口積みを基本としたもので、所々に横幅50cm前後の中型石と1m近い大型石が配され、その間は細かい石の小口積みで充填されている。石積みの中位には、大型石により部分的に分断されてはいるが一本の横目地が見られることから、上下二段の構築が考えられる。下段は、まず基底石に大型石や中型石の長軸面を前面に向けて据え、その隙間と高さの不足した部分が細かい石の小口積みで充填されている。上段も大型石や中型石の長軸面を前面に向けて据えられており、面を意識したものであることから鏡石状ともいえる。ただ、立石としたものはなくすべて横積みであり、また、基底石に用いたものもあれば上から押さえ付けるように置かれた不安定なものもあり、その配置に関して規則性は認められない。どちらかといえば石材の採取場所に合わせて配された感が強く、「見せる」ことを意識した通常の鏡石とは性格の異なるものとして考えたほうが良さそうである。(第8図)

なお、同石積みの西側に延びる調査区外の部分についても、崩壊の恐れがあるため今回の調査において立面図の作成を行った。西端のコーナー部分までを参考までに図示しておく。(第9図)

石積みの裏側については、石積みの構築に伴う掘方は見られず、自然堆積の4a層上に基底石を据え、石積み構築に合わせて郭内の盛土がなされたものと考えられる。なお、これら盛土内には多量の角礫が含まれているが、前述のとおり石積みの栗石として意図的に充填されたとは考えにくいものである。

第9図 郭5石積み(調査区外)立面図 ($S = 1/40$)



石積み前面の斜面部には、堅堀・横堀等の遺構は検出されず、北側に対する石積み以外の防御施設は確認されなかった。ただ、地表面となった破碎疊を多く含む風化土は崩れやすく滑りやすいことや、所々に大型礫や岩盤が露頭していたことなどを考えると、攻城側にとっては多少なりとも障害になったものと思われる。

本調査区内から遺物はまったく出土しなかった。

2. 2区の調査（第10図）

本調査区は土砂崩落の頂部にあたり、郭4と郭5にまたがる部分に位置している。この二つの郭に伴った石積みは完全に崩落している。調査区東側から西側に向かっては緩傾斜となっており、約4mの高低差を生じている。

基本層序は、表土下に黒褐色粘質土（3a層）が厚さ30cm、黒褐色粘質土（3b層）が厚さ30cmで堆積して岩盤となる。岩盤には、自然風化や破碎により生じた窪地や、ひび割れの隙間に暗褐色粘質土（4b層）が溜まった箇所が見られる。（第11図）

3a層と3b層は、角礫の含有量に違いはあるが1区の3a層と3b層に対応するもので、郭を形成する盛土と考えられる。3層は郭の中央部に向かっては見られなくなるが、これは岩盤のレベルが郭の中央部に向かって高くなっているためであり、表土直下で岩盤が検出されることから、元々郭内には岩盤が露頭していたものと思われる。3層はこの岩盤と石積みとの間を平坦化するように帯状に盛られた郭縁辺部の盛土と考えられる。

4b層は1区4a層や3区4b層に対応する腐植土層で、土質は3区4b層に近い。ただ、本調査区では岩盤の傾斜角がきつく自然堆積土は安定しないため、岩盤の隙間などに溜まる程度で、1区や3区のように面的に拡がるものではない。また、1区と3区に見られる5層のような岩盤の破碎疊を多量に含む風化土についても安定して堆積せず、部分的にわずかに見られる程度である。

郭4と郭5の境界については、石積みなどによる明確な境界は確認できなかったが、第2トレチから東に3mの部分で傾斜がややきつくなり約1mの比高差が生じていることから、この部分が境界となる可能性が高い。現地形から見ても、郭4と郭5の境は南側で一部石積みによる境界が認められるが、本調査区のある北側では郭4から郭5に向けては緩傾斜となっており、明瞭な段差は見られない。元々、北側には明確な区分けがなされてなかったとも考えられ、郭4と郭5間の連絡通路部分だった可能性も考えられる。

本調査区内から遺物はまったく出土しなかった。

3. 3区の調査（第12図）

本調査区の基本層序は、石積み前面側は表土下に暗褐色粘質土（2a層）と褐色粘質土（2b層）が厚さ40cm、暗褐色粘質土（4b層）が厚さ20cm、褐色粘質土（5層）が厚さ20cmで堆積し、その下が地山となる。一方、石積み背面側は表土下に褐色粘質土（3c層）とにぶい黄褐色粘質土（3e層）が厚さ60cmで堆積し、その下は石積み前面側と同様の層序で、4b層と5層が堆積して地山となる。（第13図）



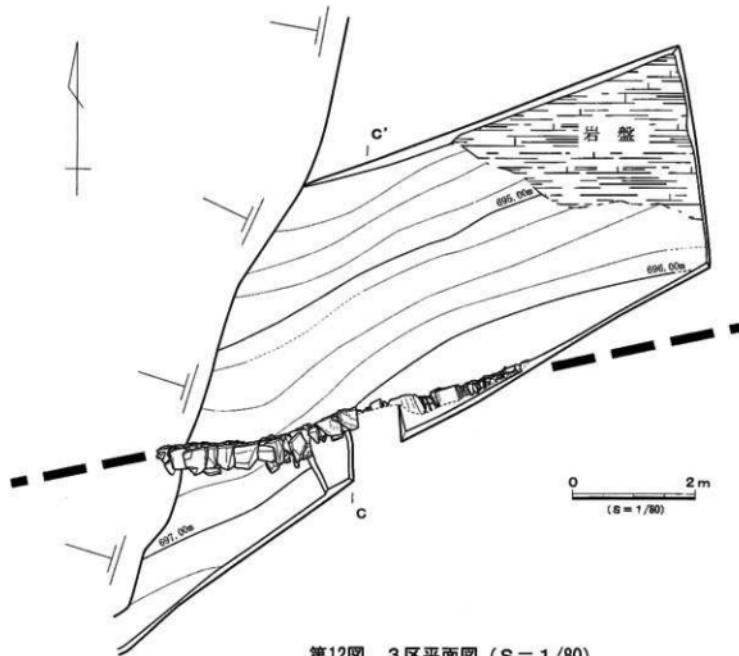
第10図 2区平面図 ($S = 1/80$)

0
2m
($S = 1/80$)

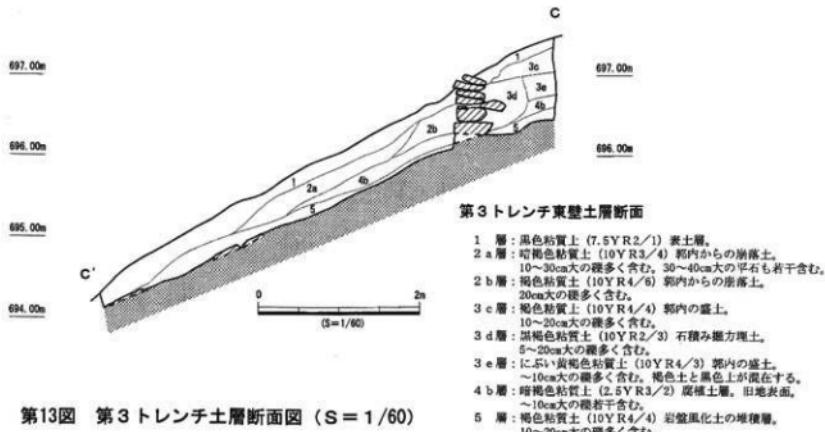


第11図 第2トレンチ土層断面図 ($S = 1/60$)

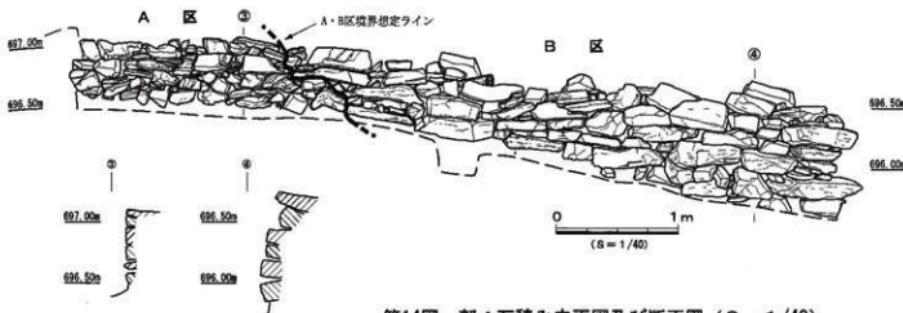
0
2m
($S = 1/60$)



第12図 3区平面図 ($S = 1/80$)



第13図 第3トレンチ土層断面図 ($S = 1/60$)



第14図 郭4石積み立面図及び断面図 ($S = 1/40$)

表土下の2a層と2b層は、1区と共に見られるもので郭内からの崩落土と考えられる。石積みの中ほどまで厚く堆積し、斜面を下るにつれ徐々に薄くなる。

3層は石積み背面側のみに見られるもので、郭を形成する盛土と考えられる。郭を形成する盛土は1区と2区にも見られるが、石積み構築に伴う掘方の存在が大きく異なり、また、土質も若干異なる。掘方の埋土は5~20cm大の角礫を多く含んでいるが、角礫は他の堆積土にも共通して多く含まれているものであり、特に栗石として意図的に充填されたとは考えにくいものである。

4b層は郭内から石積みの前面約2.4mあたりまで拡がる腐植土層で、1区と同様に石積みの下をくぐって堆積していることから、石積み構築以前の旧地表面と考えられる。4層以下も1区の層序と同じで、風化土に破碎礫を多量に含む5層、その下が岩盤・大型礫の地山となる。なお、石積み前面の斜面部北東側には岩盤の露頭が顕著に見られる。

石積みは調査区内で長さ6.5m分を検出した。1区の郭5石積みとは約3mの高低差が見られる。同石積みについては、第3トレーナーの東側約1m付近を境に東西で様相が大きく異なり一連の石積みとは考えにくいため、東側を「A区」、西側を「B区」として説明する。(第14図)

A区は長さ2m、現高で50cmを測り、ほぼ垂直に近く積まれている。積み方は横幅20~30cm大の石材を中心に小口積みを基本としたものである。横目地が3本ほど確認でき、4~5段で構築されている。

B区は長さ4.5m、現高で最大1mを測り、ほぼ垂直に近く積まれている。西側を土砂崩落により欠落する。積み方は横幅40~70cm大の中型石を中心に横積みと小口積みを基本とし、西に向かって下っていく地山の傾斜にあわせて西側が徐々に高く構築されている。右下がりの横目地が2本ほど確認でき、4~7段で構築されている。全体的に長軸面を前面に向けた横積みを中心、所々小口積みで充填されたものであるが、基底石では長軸面と小口面が交互に前面に向けて据えられた状況が確認された。(図版9)

石積みの裏側については、調査区の制約からB区の裏側のみの調査となつたが、1区の郭5石積

みように石積みの構築に合わせて郭内の盛土がなされた状況とは大きく異なり、石積み構築に伴う掘方の存在が確認された。第3トレンチの土層断面図に見られるように、3e層上面から幅50cmの掘方が掘られ、これに伴って石積みの構築が行われている。その後に3c層の盛土によって郭内約30cmの嵩上げがなされている。3e層は掘方が掘られる以前の盛土であり、その厚さと高さから考えても前面に何らかの土留めが必要であったと考えられる。となれば、本来3e層の盛土に伴った石積みが存在した可能性は高く、補修などによって新たに石積みが構築され、合わせて郭内の嵩上げが行われたと考えられるのではないだろうか。

この郭4に見られる二種の石積みについては、今回の調査において石積みの背面から郭内にかけての平面的な調査が実施できておらず、また、遺物も一切出土していないことから積極的な言及はできない状況にある。ただ、石積み裏側の状況からはB区は補修などによる新たな構築の可能性が高く、さらに、石積みの表面観察からはA・B区の境界と考えられる部分でB区側の横積みされた中型石がA区側に張り出しており、左上がりの縦目地も想定できそうである。このことから、郭4の石積みに見られる二つの様相は時期差によるもので、B区側が新しくなることが指摘できるのではないだろうか。

第4章 まとめ

今回行った調査は、滝山城全体から見れば西郭部という、いわゆる出丸的な郭群のさらにその縁辺部の狭小な範囲の調査ではあったが、石積みに見られる改修の痕跡など新たな知見を得ることができ、さらに、日和佐宣正氏の繩張り調査によって（附論）、本城の歴史的な位置付けもできるようになってきたといえる。

まず、郭5の調査では、石積みの構築状況と郭内における盛土の状況が確認された。石積みは明確な掘方はもたず郭内の盛土と連動して構築されており、その盛土は郭内全体の整地に係るものではなく郭縁辺部のみに帯状に盛られたと考えられるものである。元々、郭5内部には巨岩が多く露頭しており、これらによって郭内の大部分が占められ、一定の平坦な空間が確保できない状況にある。それを、石積みによって郭縁辺部を帯状に拡幅することで守城側の連絡路を確保し、郭として成立させた状況と思われる。それは特に北面側に顕著で、高さ40cm程度の低い石積みによるわずかな拡幅しか見られない南面側とは対照的である。日和佐氏は郭5南西部を虎口と考え、虎口に接する巨岩に囲まれた空間Aを桥形状の空間と評価できるとし、そこから北面に出てこの拡幅部を通って郭4に向かう導線を想定している。のことと北面側の拡幅とは無関係ではないだろう。

石積みについてみると、横積みと小口積みを基本とした積み方で、本城郭内での一般的な積み方といえるものである。しかし、他の部分と比べて明らかに異なるのが石材の大きさで、1m近い大型石を数多く配した石積みは他に見られないものである。大型石の配置に規則性は見られず、一般的に言う鏡石として配されたものではなさそうであるが、それが意図的に使用されたものかどうかは判断が分かれるところである。郭5内部に露頭した巨岩の存在から、石材の採取が容易であったことに起因して用いられた可能性は高いと思われるが、ただ、同じ郭5内でも南面の石積みについては大型石を多用していないところをみると、虎口部あるいは北面側を意識して「見せる」ために意図的に配した可能性も否定できないだろう。

次に郭4の調査では、郭4石積みには二つの様相があることが想定された。これは石積みのB区とした側の調査により、郭内の盛土を掘り込んで石積み構築が行われていることから、この盛土に伴った土留めの石積みが事前に存在した可能性が高く、二つの様相は時期差によるものであり、石積みの積み直しの痕跡と判断できた。また、この積み直しに伴ってさらに厚さ30cmの盛土がなされ、郭内の嵩上げが行われた状況も確認されている。この積み直しが、単に石積みの改修によってなされたものなのか、あるいは郭の拡張に伴ってなされたものなのかは今回の調査では明確にはできなかったが、積み直しと伴に行われた盛土は、郭縁辺部の嵩上げにより平坦部を増やし、郭内部の利用を推し量った状況とも評価できるものである。現状では郭の拡張に伴った積み直しの可能性を考えている。日和佐氏は、本城は西側から侵攻する勢力に対して築城、改修された城郭と考えられるとし、主郭部の築城後に新たな軍事的緊張などを背景に西郭部が増築された可能性が高いと指摘している。主郭部と西郭部の築城の時期差は別としても、郭4に見られる石積みの積み直しは西郭部

における何らかの改修痕跡と評価できるものであり、それが郭の拡張によるものであるならば、日和佐氏の指摘とも符合してくるのではないだろうか。

また、本城の所在する環境についても触れておきたい。本城からは、北西側へ下ると肱川河口に開けた集落の長浜地区、北側へ下ると今坊地区、北東に向かうと旧双海町串地区やさらには上灘・下灘地区など、これら伊予灘に面した集落に出ることができる。一方の南側に下ると八多喜地区や南西方向の白滝地区など、肱川下流域に開けた主要集落に出ることができる。本城は伊予灘沿岸と肱川流域を最短で結ぶルート上にあり、さらに本城を起点に主要集落へ向かうこともできることから、交通路の要所に位置していたものと考えられる。

しかし、単に交通路の要所という位置付けだけには収まらない要素があり、それが本城の最大の特徴である標高 720m という高所に位置することである。伊予灘を見下ろすその眺望は、遠く松山平野や佐田岬半島まで見渡すことができ、伊予灘を航行する船影をいち早く捉えることができる。その情報は先の交通路にのって、すぐさま肱川流域や喜多郡内の諸城にも伝達が可能であったことは想像に難くないだろう。本城は八多喜地区の津々喜谷氏の居城である瀧ノ城（瀧之城）の枝城と考えられており、上述のとおり本城から八多喜地区へは容易に出られることを考えれば、本城が瀧ノ城との関係の中で重要な役割を荷ったと考えられる。一方で、喜多郡の他の諸城にとっても、海から侵攻する勢力に対していち早く睨みをきかすことのできる本城が重要な位置にあったと考えられる。いずれにしろ、本城を築いたであろう母体集落を考えた時に、北側では海岸部の今坊集落、南側では山間部の戒川樺谷集落などが挙げられるが、本城の規模から考えるとこれら一集落の規模に相応するものとは考えにくいものである。今後、肱川流域や喜多郡域といったもう少し広範な地域の中で本城の位置付けを検討する必要があるのではないかだろうか。

(岡崎)

参考文献

- 愛媛県教育委員会 1987 『愛媛県中世城館跡分布調査報告書』
大洲市誌編纂会編 1996 『増補改訂版大洲市誌』 大洲市誌編纂会
木戸雅寿 1999 「等妙寺の石積について」『旧等妙寺跡（第1次調査）』第1集 愛媛県広見町
木村信幸 1996 「石つき之もの共について」『織豊城郭』第3号 織豊城郭研究会
柴田圭子ほか 1998 『湯築城跡 道後公園埋蔵文化財調査報告書』財団法人愛媛県埋蔵文化財センター
中野良一 2005 「石積遺構について」『旧等妙寺跡（第2～6次調査）』第7集 愛媛県広見町
中野良一ほか 2002 『中城跡・底なし田II遺跡・元城跡－四国縱貫自動車道建設に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書XIX－大洲市編』財団法人愛媛県埋蔵文化財センター
長浜町誌編纂会編 1975 『長浜町誌』 長浜町誌編纂会
ながはま風土記編纂会編 2002 『ながはま風土記』 長浜町

附 論

大洲市長浜町滝山城の縄張り調査

日和佐 宣正

(愛媛県教育委員会文化財保護課)

本遺跡は大洲市戒川にある城で、肱川東岸を肱川に平行して走る尾根（標高 970.5m の壺神山から標高 888m の感應寺山まで続く）の北側先端部にあたる。

壺神山系はかつて大洲市東部の旧大洲市域・旧長浜町域・旧双海町域の境界となっていた山で、壺神山から北に伸びる尾根の一つが西に派生し、東西に走る尾根の内の最高所に中心となる郭を配し、小規模な鞍部をはさんだ西側のピークにも郭が設けられている。

城跡は、北は伊予灘を見下ろし（海岸線からは約 3km）、南足下には樅谷の集落がある。樅谷の集落とは水平距離で 500m、比高約 200m である。

城の西約 700m の鞍部は、大洲市長浜町今坊と同戒川を結ぶ大戸越で、また城の東直下の鞍部は伊予市双海町串壺神集落方面と大洲市戒川樅谷集落方面を最短で結ぶものであった。つまり、本城は肱川下流域から東の山系に入り、戒川地区を通って、伊予灘に達するルートを押さえる位置にある。

本城の縄張り図は既に『愛媛県中世城館跡分布調査報告書』（以下「分布調査報告書」という。）において報告されている。同報告も参考に、以下、最高所を中心とする郭群を主郭部、西側ピークの郭群を西郭部として詳説する。なお、各郭の規模を記す場合、特にことわりのない場合は中心部の数値である。

主郭部

標高 725.9m（四等三角点「滝山」のデータによる。国土地理院基本図では 723m。）にある郭 1（主郭）は、楕円形を呈しており、東西約 34m、南北約 21m で、北側の切岸はほぼ直線状となっている。郭内はよく整地されており、そのほぼ中央部に石積み基壇を持つ社が設けられている。郭 1 の周囲は比較的緩やかな切岸であるが、郭の北東及び南側切岸裾には土留めのためと思われる石列が見られる。石材は幅 30~40cm、厚み 10~20cm で、殆どは一石であるが、場所によっては 3~4 段に築かれている。南側切岸では中央部が南に張り出す平面形状となっている。現在では郭の天端ラインは緩やかな弧を描くに留まるが、中央部に崩落箇所があることから、本来は石積み列のように中央部が突出していた可能性がある。

原地形の名残と思われるが、郭の南西部がやや下がっており、西側の郭 2 に面するラインも南側でやや窪んでいることから、道の痕跡はうかがえないが、この南西隅が郭 2 との連絡箇所と考えられる。斜面の途中には短く列石が南北方向に走っており、郭のラインとは方位が異なることから、

石段の痕跡の可能性もある。また郭2の南側切岸ラインを東に延長するように列石が見られる。これらは、既述したように原地形から南西に張り出して盛土したために崩落の可能性が高いことから設けられたものかと考えられるが、他の箇所に比して石積みが複雑となっており、この地点が連絡路として重視されていたことによるものと思われる。

郭1の西には比高3.5mの切岸を介して郭2がある。平面形状は台形を呈しており、その規模は基底部（郭1側）で南北約17m、西側先端部で同約10m、東西約10mである。郭内は比較的よく整地されている。郭1と同じく南側切岸裾に列石が見られ、西側切岸ラインは南西部がやや墜んでいる。現在、この箇所を南側回り込む形で西の堀底と連絡している。

一方、郭2の北西側が緩慢な傾斜になっており、約0.5mの段差の先が傾斜のある僅かな平地となっており、そこを介して堀切底に下りることができる。その途中に南北方向の石積みがあり、やや長めであることから石段でもなく、上の僅かな平地の法面の崩落避けか、また堀切斜面の崩落避けかは不明である。現在ではこの付近の斜面を上り下りできるが、本来の城内通路ではないと思われる。

郭2の西に堀切1があり、上端間で幅9m余り、城内側法面比高約5m、城外側法面比高約2mで、城内側法面の下部は斜面の土壤がずり落ちているためかやや傾斜が緩い。

堀切2の西が郭3である。東西に長い歪んだ長方形状で、東西約30m、南北約10mである。郭内の整地は曖昧で、とりわけ北側では段差もある。

郭3の西に堀切2があり、上端間で幅約10m、城内側法面比高約6m、城外側法面比高約1mで、城内側法面の傾斜は極めて急である。堀切2の西は緩やかに西に傾斜する細い尾根となり（分布調査報告書では堀切の西にも小規模な郭が描かれているが現地では確認できなかった）、郭4までの間には途中に意図不明の削平地があるものの、目立った防衛施設はない。

主郭から西の防衛施設が郭と堀切によって重厚となっているのに対して、東側には強力な遮断施設を配していない。まず、郭1の東側切岸はほぼ自然地形に近く、部分的に盛土に伴うと思われる石積みがあるものの、比較的緩やかな傾斜で、強力な防衛ラインとなりえていない。郭1の東直下に堀切3があり、北側では二重の堅堀となっているが、尾根そのものを完全には掘り切っていない。堀切の深さは郭1から堀底まで約5.5m、城外側で約0.5mである。堅堀は尾根稜線から僅かに北に下りた箇所から北に掘り進め、途中から二股になっている。二股になった箇所には岩が露頭しており、本来意図した堅堀ラインを延伸できずに途中から岩を避けて二重にした格好となっている。堅堀の規模は城内側堅堀で城外側法面比高約1m、城外側堅堀で城内側法面比高約1.5m、城外側法面比高約1.5mである。現状では尾根稜線部でも堀切は浅く、かつては堀切もより深く南側にも小規模に堅堀が設けられていたが郭1内に社が祀られていたことから、廃城後の利便性から埋められた可能性もあり、現状からは確認するには至らなかった。現在郭1から幅約0.7mの道が堀切3の堀底に下りている。

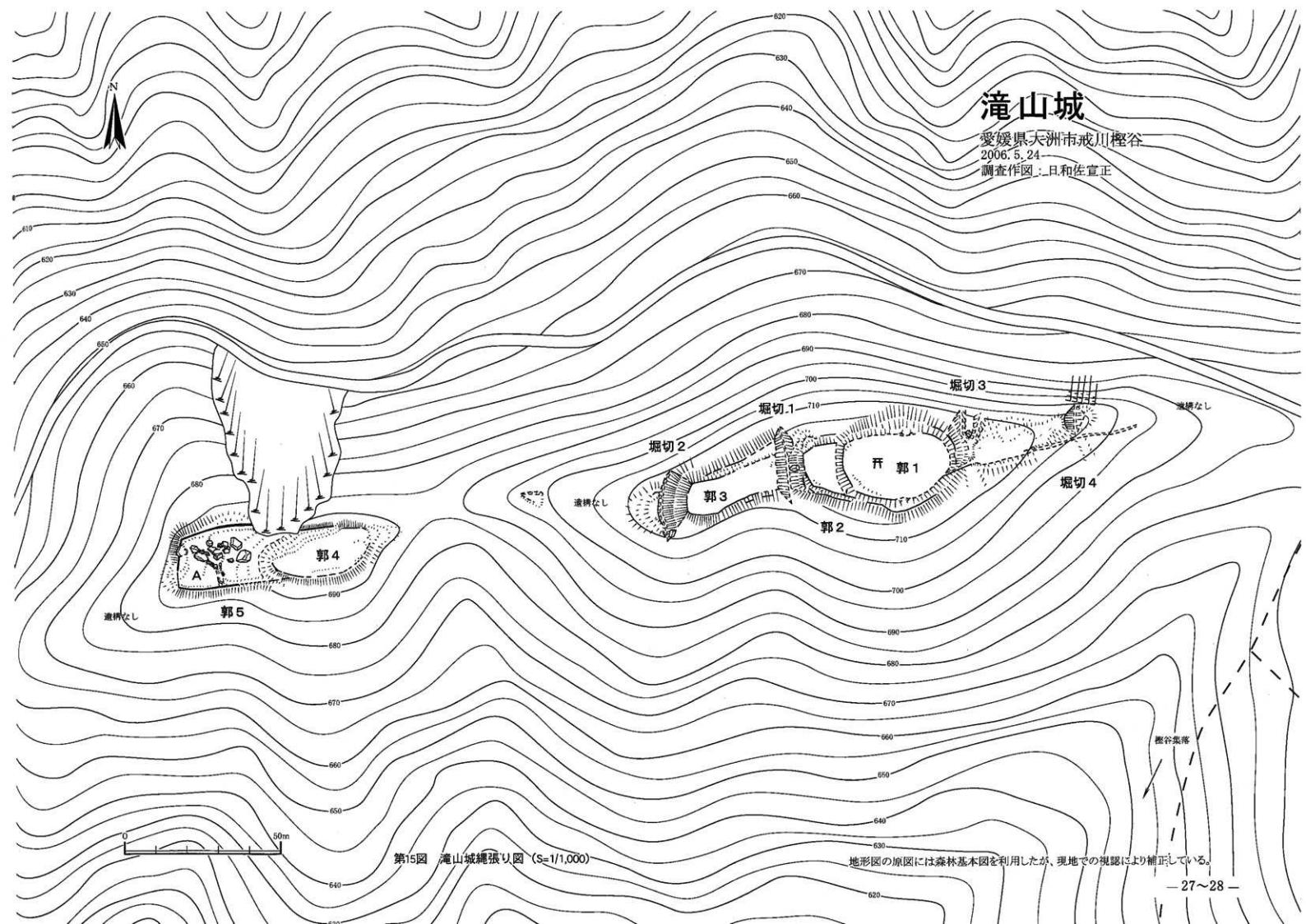
堀切3の東は平地状であるが、明確な境界を持たない。やがて細い尾根となり、堀切3から東約35m（中心間）のところに小規模な堀切4がある。その規模は、上端間約7m、城内側法面比高約3.8m、城外側法面比高約1.5mで、現在細い道が、尾根を避けて南斜面を東の鞍部へと続いている。

滝山城

愛媛県大洲市戒川樺谷

2006.5.24

調査作図：日和佐宣正



堀切4より東には城館施設の痕跡は見られなかった（分布調査報告書では堀切4の東にも小規模な堀切が描かれているが現地では確認できなかった）。

郭1～3はいずれも南側斜面に石積みを施して補強する一方で、南側に比べて自然斜面の急な北側斜面は全体的に累線が曖昧で切岸も明確でない。

城館の構成としては以上の主郭部で完結しているが、藪の集落（櫻谷集落方面）に進攻された人々が逃げ込むことを想定した場合には東側にも一定程度の強固な防御ラインが必要と思われるが、堀切3・4しか遮断施設がなく、その堀切ですら、現在の道が比較的緩い傾斜の南側を回りこんでいるように完全な遮断機能は期待できない。従って、主郭部は西側の尾根から侵攻する勢力を想定して築城されたものと考えられる。

西郭部

郭3の西側切岸から直線距離で約100m西に郭4があり、その間は細い尾根がなだらかに続く。西郭部と主郭部との比高は地形図によれば30m程度で、その間の鞍部により主郭部から独立した尾根の高まりを利用して設けられている遺構群である。郭4の規模は、東西約32m、南北約15mで、平面形状は梢円形を呈している。郭内の整地はあまり行われておらず、東からの侵入に対する遮断施設は設けられていない。

郭4の北西がなだらかな斜面で郭5と続いており、境界も明確ではない。その比高は約3mである。郭5の規模は東西約26m、南北約19mの長方形である。郭内は各所に岩が露頭しており、内部を一体として利用することは困難である。郭5の西から尾根を登ると郭南西部に至り、その箇所に石段が数段認められ、高低差はほとんどないものの虎口と思われる。この虎口に接する郭5内のAの範囲（郭5南西隅を支点に東西約13m・南北10mの扇形）は、周囲を岩で囲われ、その比高は1.5～2mである。これは、虎口内の枡形状の空間とも評価でき、西の尾根から郭5に入った後、枡形内を北に折れて進み、岩の間を上ってさらに東に折れて郭5の中心部へ進む構造となっており、虎口付近が強力な防御ラインになっていない状況を補完している。（図版10）

郭5の周囲には石積みが見られる。西郭部の石積みは、主郭部の石積みが切岸下に腰巻状に土留めとして積まれているのとは異なり、切岸の天端付近に鉢巻状に積まれている。北側では高さ0.8m程度に数段垂直に積まれており、南側では0.4m程度である。石材は幅30～40cm、高さ10cm程度の角礫が使用されている。

主郭部の石積みは切岸という遮断施設を維持するためのものであるが、西郭部においては、石積みそのものが遮断施設であることが期待される位置にはある。しかし、高さが余りないことから、遮断というより、石積みにより郭の縁辺を区画し、守城側の足場を確保する意識が働いているようにも思われる。

西郭部は、郭4東側に防御ラインを持たないことや、西側に枡形状の空間を持っていることなど、西から侵攻する勢力を念頭に構築された遺構群と言える。また、堀切を使用しないことや石積み技法の違いなどから、主郭部が築城された後に、新たな軍事的緊張などを背景に増築された可能性が高い。

まとめ

この城の全体プランは一見して一城別郭のようであるが、郭4の東部は明瞭な切岸を持たず尾根続きの東側からは容易に進入することができる。その一方で、西側に対しては切岸を設け、石積みをして明瞭に区画し、更に内部構造でも拝形空間といつてもいいような一画（A）を備えており、西側からの侵攻を強く意識している。従って、郭4・5はあくまで主郭部を防衛するための施設（いわゆる出丸）と解すべきであろう。

本城は、主郭部のみでも西側に対して重厚な防御施設を配しており、さらに西郭部を設けているなど、西側に強い指向性を持ちながら、東側からの侵攻には有効な防御施設を設けていないことから、恒常的な軍事施設ではなく西側から侵攻する勢力に対して築城、改修された城郭と考えられる。

このような滝山城の構造は、地域の歴史を語る上で極めて重要な要素を含んでいると考えられ、周辺の中世城館調査の成果と併せて、改めて評価されることを期待したい。なお、本城は樺谷集落を龍集落とすると比高は200m程度であるが、標高725.9mの高所に築かれた城館であり、その規模も一集落程度の規模を越えている点や、周囲に「壇神」「戎川」「峯今坊」「法師」等の宗教との関連を窺わせる地名が多い点も考慮に入れて、その性格を検討することも必要かと思われる。

参考文献

- 愛媛県教育委員会 1987 『愛媛県中世城館跡分布調査報告書』
長山源雄 1982 『伊予の古城跡』 伊予史談会

写 真 図 版



調査区からの遠景（右奥が松山平野）



今坊から見た滝山城跡（中央奥が城跡）



調査前状況（林道側から）



調査前状況（東から）



郭 5 石積み検出状況（北から）



郭 5 石積み検出状況（北西から）



第1 トレンチ東壁



2区検出状況（西から）



2区検出状況（東から）



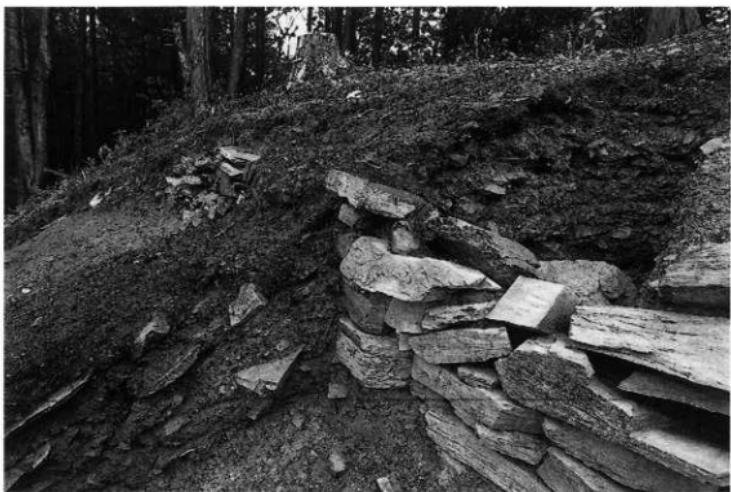
第2トレンチ東壁



郭4石積み検出状況（北から）



郭4石積み検出状況（北西から）



第3トレンチ東壁



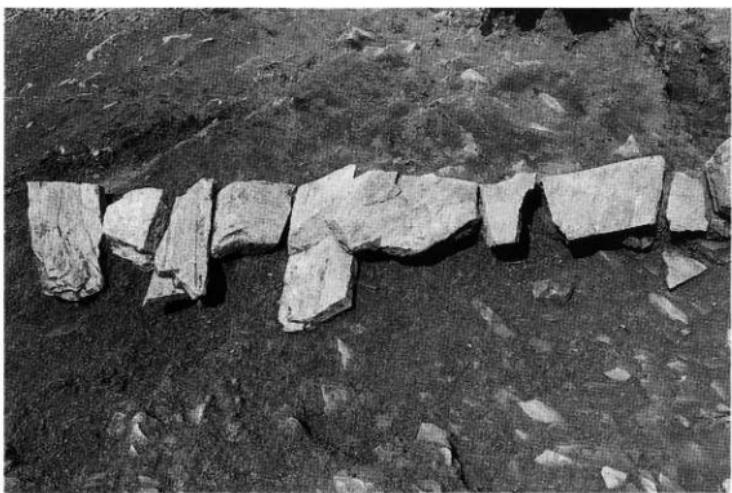
第3トレンチ東壁（石積み解体後）



郭4・5 石積み検出状況（北西から）



郭4・5 石積み検出状況（北東から）



郭4石積み基底石検出状況（南から）



郭4と郭5の現況（郭5西から）



郭5石積み（調査区外）の現況（西から）



郭5南西部にある枡形状の空間A（西から）

報 告 書 抄 錄

ふりがな	たきやまじょうあと							
書名	滝山城跡							
副書名	林道（大戸櫻谷線）災害復旧事業に伴う埋蔵文化財調査報告書							
卷次								
シリーズ名								
シリーズ番号								
編著者名	岡崎壮一 白石尚寛 日和佐宣正							
編集機関	大洲市教育委員会							
所在地	〒795-0012 愛媛県大洲市大洲891番地の1 TEL (0893) 24-1735							
発行年月日	2007年3月							
ふりがな 所収遺跡名	ふりがな 所在地	コード		北緯	東経	発掘期間	調査面積	調査原因
		市町村	遺跡番号	○○○	○○○			
たきやまじょうあと 滝山城跡	愛媛県大洲市 長浜町 今坊	38207		33° 36' 48"	132° 32' 33"	20060317 ～ 20060531		災害復旧 事業に伴 う事前調 査
所収遺跡名	種別	主な時代	主な遺構		主な遺物	特記事項		
滝山城跡	城館跡	中世	石積み					

滝山城跡

—林道(大戸樺谷線)災害復旧事業に伴う埋蔵文化財調査報告書—

平成19年3月

編集・発行 大洲市教育委員会

〒795-0012 愛媛県大洲市大洲891番地の1

TEL (0893) 24-1735

印 刷 佐川印刷株式会社